

技能検定についてよくある質問

平成26年度版

区分	NO	質問	回答
全 般	1	国家検定とはどういうことですか？	技能検定は「働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制度」です。技能検定は、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。
	2	技能検定を受検したいのですが？	技能検定は、国及び都道府県の公示に基づき、年2回（前期・後期）実施しておりますが、年2回同じ職種（作業）の技能検定は実施しておりません（一部除く）。 受検を希望している職種が前期・後期のどちらで実施しているか確認し、各期の受付期間中に受検申請を行ってください。 なお、職種（作業）によっては、受検者数制限が設定されている場合があります。
	3	受検者数制限とはどのようなことですか？	実技試験（作業試験・要素試験）実施の際、職種（作業）によっては、設備提供、器具、材料調達などから受検者の制限をせざるを得ない職種があります。 個人受検者は、その所属事業所で実施されない場合、他の協力団体による受検者受入れがあれば、受検が可能ですが、受入れが無い場合は、やむを得ず、受検者数制限を行う場合があります。
	4	受検案内及び受検申請書が欲しいのですが？	受検案内は当協会ホームページからダウンロードできます（PDFファイル）。なお、受検申請書は、HPでは入手できません。受検案内、受検申請書は概ね受付開始の1ヶ月前から当協会にご請求いただくか、配布機関でお受け取り下さい。 なお、郵送を希望される方は、切手（1部205円、3部250円、5部以上400円、宅急便の着払い可能）と、お名前・ご住所・お電話番号・受検する作業名・等級を記入したメモを当協会まで送付して下さい。
	5	申請書を取りに行きたいのですが、営業時間を教えてください。	平日の午前8時30分から午後5時15分までです。土・日曜・祭日はお休みです。ただし、申請受付期間中は土曜日も業務（午前9時から午後5時まで）を行っております。
	6	技能検定の受検対策講習会はありますか？	当協会では技能検定試験に係る「受検対策講座」等は、試験の公平さを確保する観点から、開講しておりません。
	7	試験の実施日はいつですか？	当協会ホームページの「技能検定試験について」の項目をご覧ください。また、パンフレット「技能検定の受検あんない」をご覧ください。

区分	NO	質問	回答
資格	8	免除資格について教えてほしい。	詳しくは、パンフレット「技能検定の受検あんない」をご覧ください。詳細については、当協会までお問い合わせください。
	9	実務経験の年数は、どのように数えればよいのか教えてほしい。	各期(前期・後期)の申請受付期間の最終日現在の、検定職種に関する実務経験年数となります。
	10	一部合格(学科試験もしくは実技試験を合格)しているが、有効期限はありますか？	特級のみ、実技試験・学科試験において、それぞれ5年間の期限があります。
	11	受検申請書をどのように入手すればいいのですか？	当協会に請求いただくか、配付機関でお受け取りください。詳しくは当協会ホームページの「技能検定試験:受検案内及び申請書の入手方法」の項目にてご確認ください。
申請	12	郵送で受検申請したいのですが？	郵送での受検申請はできません。受検者数制限を行っている職種・作業があります。この場合、先着順で受付を行います。直接協会に直接お越しください。
	13	申請内容(受検職種、作業、級)を変更できますか？	申請受理後は申請内容について、一切の変更はできません。(氏名・住所・電話番号の変更は除く)
	14	受検会場はどこですか？	協会が郵送する受検票にて通知します。
	15	これから引っ越しの予定がありますか、どのような手続きを行えばよいのですか？	申請時の住所に受検票を発送するため、転居先の住所等がわかり次第、至急、当協会にご連絡ください。
	16	受検申請したが、キャンセルできますか？次年度以降に振替できますか？	試験を実施しない場合など、明白な理由を除き、受検手数料は返金いたしません。また、次年度以降への振替もできません。
	17	どのように実務経験を証明すればよいのですか？	実務経験は、受検申請者による自己申告であり、実務経験証明書等は必要ありません。ただし、3級受検で学生特例措置を受ける場合は、在学を証明する書類を添付してください。なお、受検審査の結果、虚偽の申請が判明した場合は、受理できません。
	18	一部合格(学科試験もしくは実技試験を合格)しているのですが？	実技試験、学科試験の免除を申請する場合は、証明書類を添付してください。なお、確認後、証明書類はお返しいたします。
	18	パートタイム・アルバイトは実務経験に入りますか？	1週間の勤務日数が5日以上かつ1週間の勤務時間が25時間以上であれば、実務経験として認められます。
	19	証明書類の名前が、現在の名前とは違う場合はどうすればよいのですか？	申請時、受付担当者に氏名が変更となった理由をお知らせください。

区分	NO	質問	回答
申請	20	一部合格(学科試験もしくは実技試験を合格)しているが、合格通知書を紛失してしまいました。	当協会において照会します。免除を申請する場合には、必ず事前に当協会 技能検定部までお問い合わせください。なお、合格通知書は再発行いたしません。
一括申請	21	受検希望者が複数いるので、まとめて申請したいのですが？	複数の受検者を取りまとめて申請する「一括申請」があります。詳しくは技能検定部までお問い合わせください。
	22	一括申請を行ったが、受検手数料の支払いは振込みにしたいのですが？	一括申請の場合、振込みによる支払いも可能です。受付受理後、振込依頼書を送付します。振込み依頼書に記載された期日までお振り込みください。
試験全般	23	実技試験の合否基準はどのようになっていますか？	100点の配点に対して60点以上であれば、実技試験が合格となります。ただし、作業試験、要素試験およびペーパーテストのうち、2種類以上の試験を行う職種(作業)にあつては、各試験の得点数がそれぞれの合否基準を満たす必要があります。また、作業試験が複数の課題からなり、個々の課題に合否基準が定められている職種(作業)について、個々の課題の得点数がそれぞれの合否基準点に達している必要があります。
	24	学科試験の合否基準はどのようになっていますか？	問題数の65パーセント以上を正答であれば、学科試験が合格となります。
	25	テキストはありますか？	テキストは、中央職業能力開発協会が販売しております。広報出版課(TEL:03-5800-3237)までお問い合わせください。
	26	過去問題はありますか？	過去問題については、過去1年分の問題・解答のコピーを販売しております。(学科または実技の一方:1部300円、学科・実技のセット:1部500円)解答は中央職業能力開発協会のウェブページでもご覧いただけます。なお、過去問題・解答等のコピーの郵送は行っておりません。
実技試験	27	自社で実技試験を実施できますか？	実技試験の運営方法として、当協会と協力協定を締結していただき、団体及び事業所が試験を実施する「協力協定方式」があります。 協力団体及び事業所から専門的な技能・技術または学識経験を有する方を「技能検定委員」として推薦していただき、当協会の非常勤職員として委嘱し、実技試験にかかわる業務を実施していただきます。 詳細については、当協会までお問い合わせください。

区分	NO	質 問	回 答
そ の 他	28	技能検定合格証書を紛失してしまったのですが、再発行するにはどのような手続きが必要でしょうか？	技能検定合格証書については、神奈川県にお問い合わせください。 神奈川県産業労働局労働部産業人材課技能振興グループ(TEL:045-210-5720)
	29	技能士手帳・技能士カードを作りたいのですが？	技能士手帳は当協会では取り扱っておりません、申込方法等については当協会技能検定部までお問い合わせください。 技能士カードについては神奈川県技能士会連合会(TEL:045-633-5420)へお問い合わせください。